

合いで、資産も信用もあり、支払いもきちんとしているので、大丈夫」と答えたのであるから、Xの動機は表示されているとみることができ、本件契約は、錯誤により無効である。

(3) よって、YはXに対し、四七万二、〇一九円を支払え。また、XのYに対する債務は、存在しない。

三 まとめ

本件は、宅地建物取引主任者が入社後直ちに連帯保証契約の締結を求められ、債権者である銀行に債務者の信用状態を確認したところ、債務者と五年の取引のある銀行が大丈夫というので、契約を締結したが、同債務者には支払能力がなく、その直後行方不明となったという事案である。銀行の責任は重く、錯誤無効が認められたのも当然の事案である。

これまでも、主債務者が公証人であり、借入金とは公証人事務所の開設資金に使用され、同事務所に雇用される旨の主債務者の説明を信じて、保証及び担保提供をしたとき、錯誤無効が成立するとしたものがあり（東京地判昭六一・二・三〇 判タ六二七一―一五〇）、また、主たる債務者の現場労働者として稼働

する者が、現場監督者から名前を書いてくれと求められ、債務負担の意思がないまま、契約書の内容を読まずに署名押印した場合に、保証契約は成立していないとするものもある（大阪高判昭四七・四・二四 金法六五三―三二二）。

もつとも、主債務者の資力の有無は連帯保

証人が自ら判断し、引き受けるべきリスクにほかならない」から、主債務者の弁済資力に関する誤信は原則として要素の錯誤に該当せず、極めて限定的に認めるべきであるとする見解もある（粟田哲男 判例評論一三七九―一六五）。

最近の判例から

(31)

第三者名義でした夫婦の定期預金の預金者

（東京高判 平一一・三・三〇 金商一〇七〇―二七） 伊藤 隆之

夫婦が第三者名義で定期預金をした場合において、連絡先を夫とし、農協が夫を預金者として認識し、妻も異議を述べなかつた場合、当該定期預金の預金者は夫であるとされた事例（東京高裁 平成十一年三月三〇日 判決 上告 金融・商事判例一〇七〇号二七頁）。

一 事案の概要

X（妻）とA（夫）は、平成四年一二月、

Y農協の預金募集に応じて、揃ってYの支所に赴き、四、〇〇〇万円の定期預金をするにとしたが、資金の出所を秘するため、B（Y農協理事長）と相談して、C（Bの息子）名義で定期預金をした。

その際、連絡先はAとし、預金証書もAが受領し、Yは、Aが預金者と認識していた。しかし、XとAは、本件定期預金後夫婦仲が悪くなり、Xは、AがXに無断で本件定期

預金を解約することを恐れ、平成五年一二月、届出印の改印手続をした。

Aは、Yの担当者から同改印届がされていることを聞いて、改印届後の印鑑を類似の印鑑を使用して、平成六年二月、本件定期預金を解約し、A名義の普通預金とした。

XとAは、平成六年一二月協議離婚した。

平成七年一月、財産分与に関する合意が成立し、AはXに土地建物を財産分与として取得させ、XはAにA名義の普通預金を取得させる旨合意した。

しかし、Xは、平成八年、Yに対し、本件定期預金の預金者はXであるとして、その支払を求めた。

Xは、預金者はAであると争った。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 本件定期預金は、夫婦であるAとXが共にYを訪れ、相談の結果、C名義で預金することにしたが、連絡先はAとし、Yは預金者をAとして処理してきたものであり、Xにおいて異議を述べたことがないから、預金者はAと認めるのが相当である。

(2) Xは、本件預金の原資はXの個人的資金

であるというが、実質的には夫婦共有財産であったと推認するのが自然であり、合理的である。

(3) よって、Xの請求は、理由がないから、棄却する。

三 まとめ

本件は、夫婦が「第三者名義で定期預金をした場合、その預金者が誰か」を争われた事案である。本件判決は、連絡先をAとし、Yも預金者をAと認識、処理してきて、Xが異議を述べなかつたから、預金者はAであるとした。XAの合意の存在も考慮されたであろう。

もつとも、このような紛争となつたのは、金融・商事判例のコメントが指摘するように、「Y自らが第三者名義の定期預金を積極的に是認したことが本件紛争の原因となつた」のであつて、「金融機関としては反省を求められる事案」といえよう。

なお、定期預金の預金者が誰かについては、最近、マンションの管理会社名で預けられた定期預金について、管理組合の間で争いになつている（東京高判平一一・八・三一判時一六八四一三九、本誌本号六七頁等）。

訂正

前（第四十三）号、七十二頁 最近の判例からの(3) 隣接高架道路建設計画の告知義務標題部 東京地判とあるを松山地判に、同頁上段六行目 東京地裁とあるを松山地裁に、また、九十四頁 本号所収判例索引 下から八行目 東京地判10・5・11 ……とあるを松山地判 ……に訂正いたします。